

(案)



富山県食品ロス削減推進計画 (改訂版)

～とやま食ロスゼロ作戦-循環型社会の実現に向けて～

令和 年 月

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議



目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 食品ロス等の現状

- 1 全国における食品ロス等の発生状況・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 富山県における食品ロス等の発生状況・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査の結果・・・・・・・・ 6
- 4 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査の結果・・・・・・・・ 9
- 5 富山県の食品ロス削減に関する取組みの成果・・・・・・・・ 12

第3章 計画の目指す姿と推進事項の方向性

- 1 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 富山県の将来像（基本目標）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 推進事項の基本的方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 推進施策

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進・・・・・・・・・・ 18
- 3 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正な再生利用の推進・・・ 23

第5章 各主体の役割

- 1 消費者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 農林水産業、食品関連事業者以外の事業者の役割・・・・・・・・ 26
- 4 関係団体などの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第6章 計画の推進

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- <参考> 富山食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議 委員名簿・・・・・・・・ 30
- 食品ロス削減のための商慣習検討専門部会 委員名簿・・・・・・・・ 31

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

「食品ロス¹」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生し、経済的損失が生じています。国際食糧農業機関（FAO）²の報告によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約7.4億人³にのぼるなか、国内では、我が国の食料自給率(カロリーベース)は約4割⁴と先進国の中でも最低水準であり、食料の約6割を海外に依存するなど、食料を海外から大量に輸入する一方で、大量の食品ロスを生み出しています。また、IPCCの報告⁵によると、食品ロス及び食品廃棄は温室効果ガスの総排出量の8～10%に寄与するとされており、その削減は地球温暖化、気候変動の抑制につながり、カーボンニュートラルの実現、生物多様性保全や水資源の保全には大変重要なものとなっています。

食品ロスの削減は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）においても重要な柱に位置付けられるなど、経済・環境・社会において非常に重要な国際的問題であり、喫緊の課題となっています。

こうしたなか、富山県では、2016（平成28）年に本県で開催されたG7富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク⁶」を踏まえ、令和2年4月には、10年間を計画期間とした「富山県食品ロス削減推進計画」を全国に先駆けて策定し、消費者・事業者・行政等の連携協力のもと、県民生活や事業活動等における食品ロス等の削減に向けた取組みを推進してきました。

現行計画の策定から5年が経過し、物価高騰や物流の2024年問題、食品流通等におけるAI活用やDX、食品アクセス確保の問題など、社会情勢が大きく変化するなか、国においては、令和5年7月からは脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動が「デコ活」⁷という愛称で展開され、デコ活アクションの主要な取組みの一つとして食品ロス削減の呼びかけが行われています。また、食品ロス削減、食品寄附促進、食品ア

1 「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。

2 国際連合食糧農業機関（FAO）「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2023）」

3 国際連合世界食料計画(WFP) 2023年実績

4 農林水産省「食料需給表（令和5年度）」 2023年度食料自給率(カロリーベース)38%

5 気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関するIPCC特別報告書

6 2016年5月に開催されたG7富山環境大臣会合において採択されたコミュニケ(声明書)の附属書で、国際的に連携して資源効率性や3Rに取り組むことを示した世界の先進事例ともいべき国際的な枠組みである。G7各国による野心的な行動の具体例として、食品ロス・食品廃棄物対策などが示されている。

7 2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動。食品ロス削減につながるデコ活アクションとして、デコ活の「カ」は「感謝の心 食べ残しゼロ」が示されている。

アクセス確保の3つの概念を包括した「食の環（わ）」が令和6年7月に取りまとめられ、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組みが推進されています。さらに、令和5年12月に国がとりまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」をもとに、令和2年に策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」についても令和7年3月に見直され、食品ロス削減の目標に向けて施策の拡大を図ることとしたところです。

こうした状況を踏まえ、本県においては、食品ロス等の削減による持続可能な社会⁸の実現及び県民のウェルビーイング⁹向上を目指すため、計画の中間年である令和7年度に「富山県食品ロス削減推進計画」を見直し、消費者、事業者、関係団体及び行政等が一丸となり食品ロス等の削減に向けた取組みを加速します。

2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、この計画は、「元気とやま創造計画」の食品ロス等の削減に関する個別計画の一つとして位置付けるとともに、「富山県SDGs未来都市計画」、「富山県廃棄物処理計画」、「富山県食育推進計画」及び「富山県消費者教育推進計画」等と調和を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。なお、中間年次である令和7年度に、これまでの取り組み状況の点検・評価を実施するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ見直しています。

⁸ 「持続可能な社会」とは、地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会とされる。

⁹ ウェルビーイングとは心も身体も社会的にも”満たされた状態”、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉。

第2章 食品ロス等の現状と課題

1 全国における食品ロス等の発生状況

国の推計によると、日本では年間約2,232万トン¹⁰（令和4年度推計）の食品廃棄物等が排出され、このうち約20%にあたる約472万トンが食品ロスと試算されており、半分の約236万トンは家庭から、残りの半分の約236万トンは食品関連事業者（以下、「事業者」）から排出されています。日本全体の食品ロスの量は、世界の食糧支援量（約370万トン）¹¹の約1.3倍に相当します。

家庭系食品ロスの内訳としては、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」となっています。事業系食品ロスの業種別内訳としては、多い順に食品製造業、外食産業、食品小売業となっています。主な発生要因としては製造・卸・小売事業者からは「規格外品」、「返品」、「販売期限切れ」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」が挙げられます。

国において令和4年度食品ロス推計値を基に経済損失及び温室効果ガス排出量を推計したところ、食品ロスにおける経済損失は4兆円、温室効果ガス排出量は1,046万t-CO₂¹²となりました。この推計値を国民一人あたりに換算すると経済損失は32,125円/人/年、温室効果ガス排出量は83kg-CO₂/人/年となります。

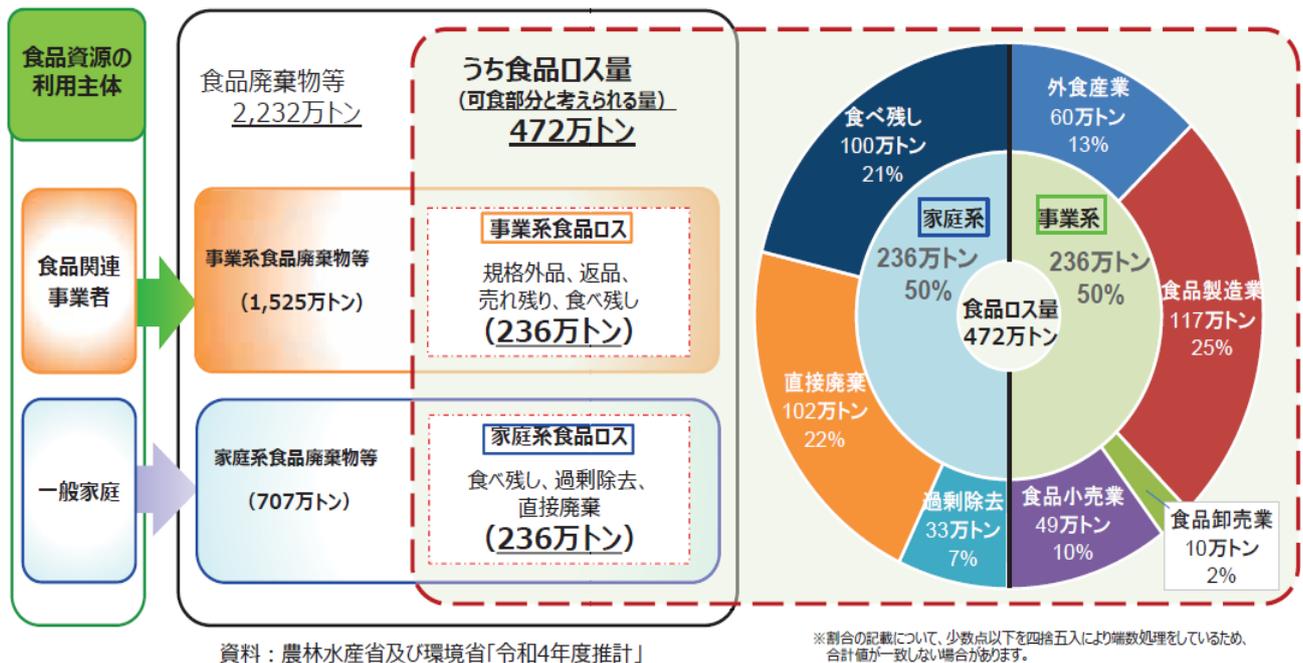


図1 食品廃棄物等の発生状況と割合（概念図）

出典：食品ロス削減関係参考資料（令和7年3月5日版）消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/

¹⁰ 農林水産省及び環境省による推計（令和4年度推計）

年間2,232万トンの食品廃棄物等：事業系食品廃棄物等（1,525万トン）＋家庭系食品廃棄物量等（707万トン）

¹¹ 国際連合世界食料計画（WFP）2023年実績

¹² 消費者庁による推計（令和4年度推計）



(農林水産省及び環境省 推計) (単位: 万トン)
 ※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した削減率

図2 全国の食品ロス量の推移

全国の食品ロス量（年間）の推移としては詳細な推計を始めた2012（平成24）年度と比較し減少傾向にあります。特に、事業系食品ロスについては2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を2022（令和4）年度に8年前倒しで達成しています。

しかしながら、2022（令和4）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会減少の影響がまだ残っている可能性があることから、経済成長・インバウンドの拡大等も想定したうえで、更なる削減の取組みが不可欠とされています。こうしたことから、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させるという目標が設定されました。

家庭系の食品ロスは、着実に減少しているものの、2000（平成12）年度からの半減の達成には至っていません。

2 富山県における食品ロス等の発生状況

令和4年度を対象として実施した県内の食品ロス・食品廃棄物等実態把握調査の結果によると、県全体では年間14.6万トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち約21%にあたる3.2万トンが食品ロスと推計されています。食品ロス量は前回調査（平成28年度）よりも家庭系で0.8万トン、事業系で0.3万トン、合わせて1.1万トン減少しました。県内で排出される食品ロスのうち、約60%にあたる1.9万トンが家庭から、約40%にあたる1.3万トンが事業者から排出されています。

また、県全体の食品ロス発生量である3.2万トンを1人1日当たりの食品ロス量に換算すると約85gとなり、前回より約25g減少しました。全国と比較し約18g少なくなっています。

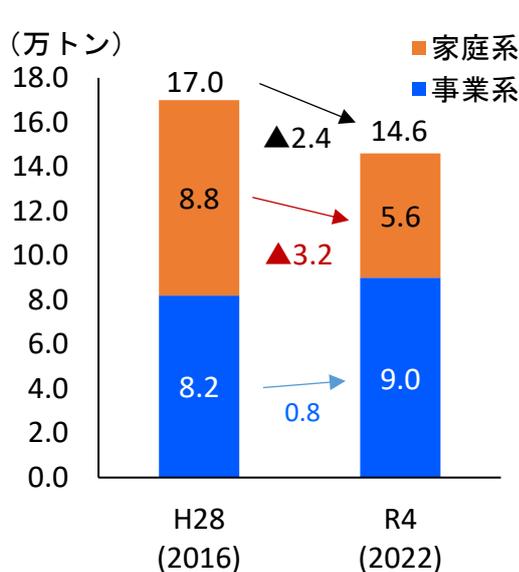


図3 本県の食品廃棄物量

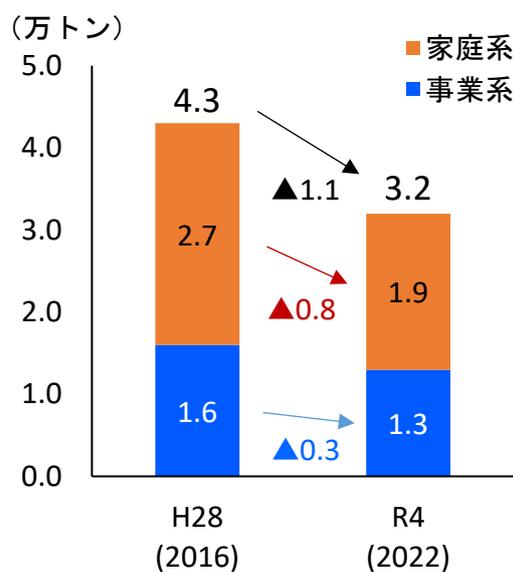


図4 本県の食品ロス量

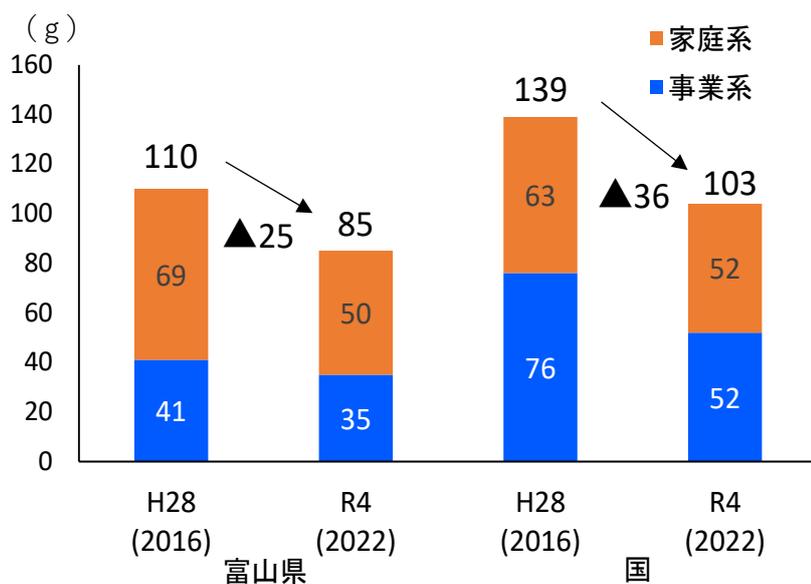


図5 1人1日当たりの食品ロス量の推移

表1 全国の食品廃棄物・食品ロスの発生状況

区分		全国 令和4年度 (2022年度)
食品 廃棄物等	家庭系	707万t
	事業系	1,525万t
	合計	2,232万t
食品 ロス量	家庭系	236万t
	事業系	236万t
	合計	472万t

3 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（組成調査、アンケート調査）の結果¹³

(1) 組成調査の結果

令和5年4月から令和6年12月まで、計4回にわたり年間を通じた可燃ごみの組成調査を実施したところ、その結果は表2のとおりであり、可燃ごみ全体に占める食品廃棄物の割合は、前回調査より減少（45.0%→29.6%）しました。

食品ロスの主な内訳では、前回調査より手付かず食品の割合が減少（69%→53%）し、その割合は概ね半分と全国と同程度でした。

表2 可燃ごみの排出割合（単位：％）

区分	今回調査 (2023年度)					前回調査 (2016年度)
	第1回	第2回	第3回	第4回	県平均	県平均
食品廃棄物	25.4	33.6	31.9	27.4	29.6	45.0
手付かず食品	6.1	5.0	5.7	3.1	5.0	6.1
食べ残し	4.0	5.7	5.2	3.3	4.6	2.8
調理くず、その他	15.3	23.0	21.0	20.9	20.1	36.1
その他の可燃物	74.6	66.4	68.1	72.7	70.4	55.0

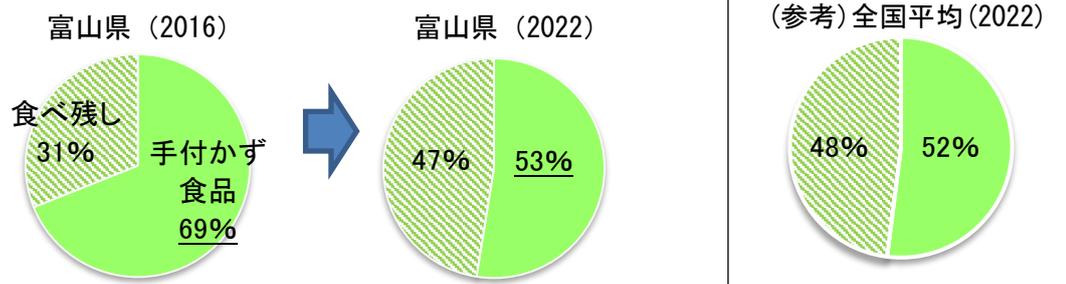


図6 食品ロスの主な内訳

(2) 形態別の食品ロス発生状況

① 手付かず食品

- ・ 計画策定当初、本県の課題であった手付かず食品の割合は前回調査（69%）から減少（53%）した一方で、アンケート調査では、85.0%の家庭で「賞味・消費期限切れ等の手付かず食品」が発生しており、主な理由は「購入したことを忘れ、期限切れになる」（47.2%）、「人からもらったが、食べなかったため」（31.5%）でした。
「忙しさなどによる食品在庫・賞味期限の見落とし」、「食べる予定の無いいただきもの」などの理由で、全世代において、手付かず食品が継続的に発生していると考えられます。
- ・ 食品ロスを減らすために知りたい情報として、最も多かったのは「食材を長持ちさせる保存方法」（55.4%）でした。
- ・ 季節野菜は、年間を通して手付かず食品として廃棄される傾向にあり、アンケート調査でも、食品ロスとなるものとして野菜が最も多く挙げられていました（57.5%）。

¹³ 第15回富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議資料（<https://foodlosszero.jp/news/8444>）「参考資料4-2 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査の結果について」より

食べ飽きたり、調理方法が一辺倒になってしまうなどのほか、必要以上に受け取る・提供することにより、食べきれずに廃棄されたものと考えられます。

- ・ その他、お買い得・期限間近の値引きされた商品、冷蔵食品の廃棄が見られました。



図7 手付かず食品（左から第2回調査、第4回調査、第3回調査）

- ・ 計画策定以降、手付かず食品対策として推進してきたしたフードドライブ¹⁴の認知度は 39.5%と、特に、下図のとおり若い世代で低く、また、食品を寄付した経験の割合は 4.7%と具体的な行動に結びついていない傾向がありました。
- ・ 寄付しようと思わない主な理由は「寄付できる食品がないため」(56.5%)、実施日時・場所を知らないため」(55.2%) でした。

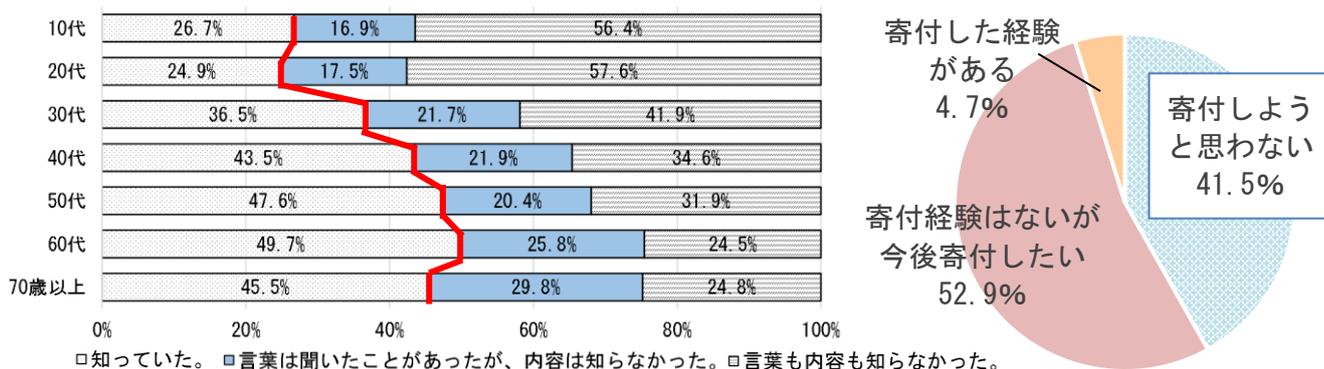


図8 フードドライブの認知度及び食品を寄付した経験の割合

② 食べ残し

- ・ アンケート調査の結果、「食べきれずに保存するが結局食べない」(39.8%)、「作り過ぎて食べ切れない」(25.8%) といった理由で食べ残しが発生していました。
- ・ 前回調査同様、食品が傷みやすい夏季（7月）は食べ残しが増加（1.5倍）、手付かず食品の廃棄も増加（1.1倍）しました。

表3 家庭ごみ100袋中の食品ロス量（組成調査実測値から換算）

	4・10・1月	第2回（7月）
食べ残し	13.8kg	20.9kg
手付かず食品	16.2kg	18.5kg

¹⁴ 「フードドライブ」とは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている福祉団体や子ども食堂などに寄付する活動

- ・ 食べ残しを減らすために工夫していることで最も多かったのは、「次の日の朝食や弁当に利用する」(63.3%) でした。



図9 食べ残し (第2回調査)

③ 過剰除去

- ・ 前回と同様、調理くずの中に、大根等の皮を厚く剥いたものや、キャベツ等の芯の周りの部分など、まだ食べられる部分を含んだものが散見されました。



図10 過剰除去を含む調理くず (第3回調査)

(3) 家庭を取り巻く状況及び世代別の意識

- ・ アンケート調査で、食品ロス削減の取組みが自分にとって意味や効果に「あると思う」と答えた割合は78.1%であり、内容としては、「無駄が減り、お金を節約できる」(56.7%)、「ごみの量が減るため、ごみ捨てるのが楽になる」(37.6%)、「もったいないと思いつながら食品を捨てることへのストレスが減る」(36.7%) でした。
- ・ 一方で、「ないと思う」・「わからない」は21.6%であり、特に20~30代が意味や効果を感じられていない傾向がありました。
- ・ 年代別での食品ロスの発生頻度は以下のとおり、特に30~40代で高い傾向があり、子を持つ親世帯が多いことがわかりました。

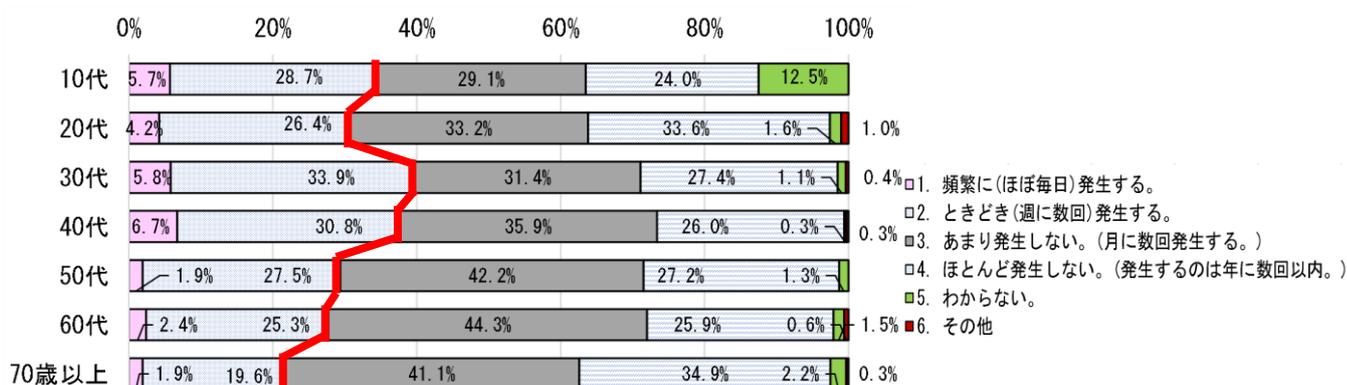


図11 食品ロスの発生頻度

4 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査の結果¹⁵

(1) 県内の事業系食品ロス等の発生状況

令和5年度に県内の食品関連事業所（製造業、卸売業、小売業、外食産業）を対象に、令和4年度の食品ロス等の発生状況に関するアンケート調査を実施した結果、食品廃棄物等（事業系廃棄物）の年間発生量は9.0万トンで、前回調査の8.2万トンから0.8万トン増加しました。（P5、図3）食品ロス量は1.3万トンで前回調査の1.6万トンから0.3万トン減少しました。

食品ロス量について、平成28年度は外食産業が最も多く、製造業、小売業、卸売業の順となっていました。令和4年度は製造業からの発生量が最も多く、小売業、外食産業、卸売業と続き、外食産業からの食品ロス量が大きく減少しました。業種別の食品ロス量については全国と同様の傾向となっています。製造業、卸売業、小売業ではフードチェーン全体での商慣習の見直しを進めるとともに、外食産業では消費者への啓発も含め、食べ残しの解消による食品ロス削減の取組みを引き続き行うことが必要です。

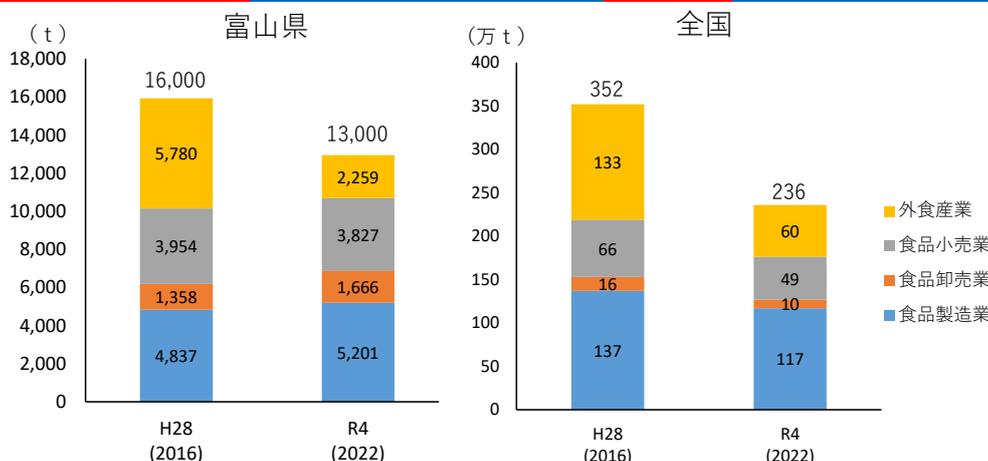


図12 事業系食品ロス量(業種別)の推移

(2) 食品廃棄物等の種類別の発生割合について

食品廃棄物等の発生割合が最も高いのは、「製造・調理くずのうち不可食部」(81.8%)であり、次いで「製造・調理くずのうち可食部」(7.0%)、次いで「消費・賞味期限切れや鮮度が落ちたことにより販売できなくなった商品」(5.9%)という順になりました。

表4 食品廃棄物等の種類別の発生割合

		①製造・調理くずのうち可食部	②製造・調理くずのうち不可食部	③消費・賞味期限切れや鮮度が落ちたことにより、製造・調理に利用できなかった食材	④食用済みの食用油	⑤図作品、検査品、サンプル	⑥製造過程での印刷ミス、流通過程での汚損・破損などによる規格外品	⑦定番カット食品や販売期限切れ等のため返品され廃棄処分又は自社廃棄したもの	⑧消費・賞味期限切れや鮮度が落ちたことにより、販売できなくなった商品	⑨食べ残し	⑩その他	
食品産業全体	H28	発生量(t)	5,528	62,505	487	3,020	304	1,484	55	4,751	3,746	20
		割合	6.7%	76.1%	0.6%	3.7%	0.4%	1.8%	0.1%	5.8%	4.6%	0.0%
	R4	発生量(t)	6,326	73,850	969	1,595	210	358	137	5,287	1,323	281
		割合	7.0%	81.8%	1.1%	1.8%	0.2%	0.4%	0.2%	5.9%	1.5%	0.3%

¹⁵ 第15回富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議資料 (<https://foodlosszero.jp/news/8444>) 「参考資料4-3 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査の結果について」より

(3) 再生利用等の実施について

「再生利用の実施量」は7.0万トンで、前回調査の6.2万トンから0.8万トン増加しました。再生利用等実施率は81.4%で、前回調査の79.7%から1.7ポイント上昇しましたが、全国の88.7%より7.3ポイント低くなっています。また、各業種における再生利用等実施率は、食品製造業91.6%、食品卸売業75.0%、食品小売業30.9%、外食産業36.8%となっており、製造業、卸売業で高く、小売業、外食産業で低くなっています。「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品循環資源の再生利用等実施率の令和6年度までの目標は、食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に、令和7年度から11年度までの目標は食品製造業・卸売業・外食産業で据え置き、食品小売業で65%に向上させることとなっていますが、食品小売業、外食産業は目標値との差が大きいことが課題です。

表5 食品廃棄物等の年間再生利用等実施量推計結果

				食品廃棄物の 年間発生量	再生利用等の実施量				廃棄物として処 理した量
					再生利用の 実施量(※)	熱回収への 実施量	減量した量	計	
食品 産業 全体	富 山 県	H28	発生・実施量(t)	82,185	62,096	2,772	664	65,532	16,652
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	75.6%	3.4%	0.8%	79.7%	20.3%
	R4	発生・実施量(t)	90,335	70,148	2,212	1,191	73,551	16,785	
		食品廃棄物発生量に対する割合	100%	77.7%	2.4%	1.3%	81.4%	18.6%	
	国	R4	発生・実施量(t)	15,246,000	11,431,000	469,000	1,623,000	13,523,000	1,723,000
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	75.0%	3.1%	10.6%	88.7%	11.3%
食品 製造 業	富 山 県	H28	発生・実施量(t)	59,124	51,114	2,758	586	54,458	4,666
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	86.5%	4.7%	1.0%	92.1%	7.9%
	R4	発生・実施量(t)	68,329	60,402	1,233	971	62,606	5,724	
		食品廃棄物発生量に対する割合	100%	88.4%	1.8%	1.4%	91.6%	8.4%	
	国	R4	発生・実施量(t)	13,149,000	10,791,000	465,000	1,597,000	12,853,000	295,000
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	82.1%	3.5%	12.1%	97.7%	2.2%
食品 卸 売 業	富 山 県	H28	発生・実施量(t)	6,310	5,913	0	0	5,913	397
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	93.7%	0.0%	0.0%	93.7%	6.3%
	R4	発生・実施量(t)	8,808	6,605	0	0	6,605	2,203	
		食品廃棄物発生量に対する割合	100%	75.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	
	国	R4	発生・実施量(t)	171,000	90,000	3,000	9,000	102,000	68,000
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	52.6%	1.8%	5.3%	59.6%	39.8%
食品 小 売 業	富 山 県	H28	発生・実施量(t)	7,748	4,096	0	1	4,097	3,651
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	52.9%	0.0%	0.0%	52.9%	47.1%
	R4	発生・実施量(t)	8,732	2,683	12	0	2,696	6,037	
		食品廃棄物発生量に対する割合	100%	30.7%	0.1%	0.0%	30.9%	69.1%	
	国	R4	発生・実施量(t)	934,000	399,000	0	9,000	408,000	526,000
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	42.7%	0.0%	1.0%	43.7%	56.3%
外 食 産 業	富 山 県	H28	発生・実施量(t)	9,002	973	14	77	1,065	7,937
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	10.8%	0.2%	0.9%	11.8%	88.2%
	R4	発生・実施量(t)	4,466	458	966	220	1,644	2,821	
		食品廃棄物発生量に対する割合	100%	10.3%	21.6%	4.9%	36.8%	63.2%	
	国	R4	発生・実施量(t)	991,000	150,000	0	8,000	158,000	833,000
			食品廃棄物発生量に対する割合	100%	15.1%	0.0%	0.8%	15.9%	84.1%

※ 全国数値には農林水産省調査の「きのご類の栽培のために使用される固形状の培地」及び「再生利用以外」を計上

(4) アンケート結果（食品ロス・食品廃棄物の発生抑制に向けた取組みについて）

既に取り組んでいるものとしては「製造・調理ロスの削減」が40.5%と最も多く、次いで「食品ロス・食品廃棄物量の把握や削減目標の設定」が21.6%、次いで「消費・賞味期限が迫った商品の特價販売や購入に向けた理解促進」が19.4%となっています。

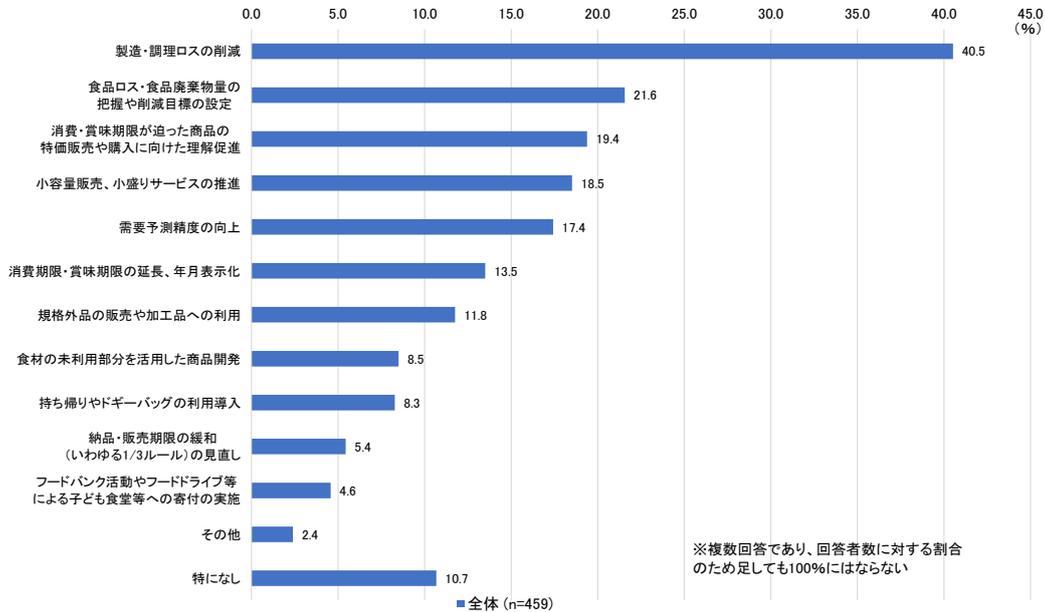


図13 食品ロス・食品廃棄物の発生抑制に向けて既に取り組んでいるもの

今後取組んでみたいものとしては「食品ロス・食品廃棄物量の把握や削減目標の設定」が17.2%と最も多く、次いで「フードバンク活動¹⁶やフードドライブ等による子ども食堂等への寄付の実施」が12.9%、次いで「食材の未利用部分を活用した商品開発」が12.6%という順になっています。

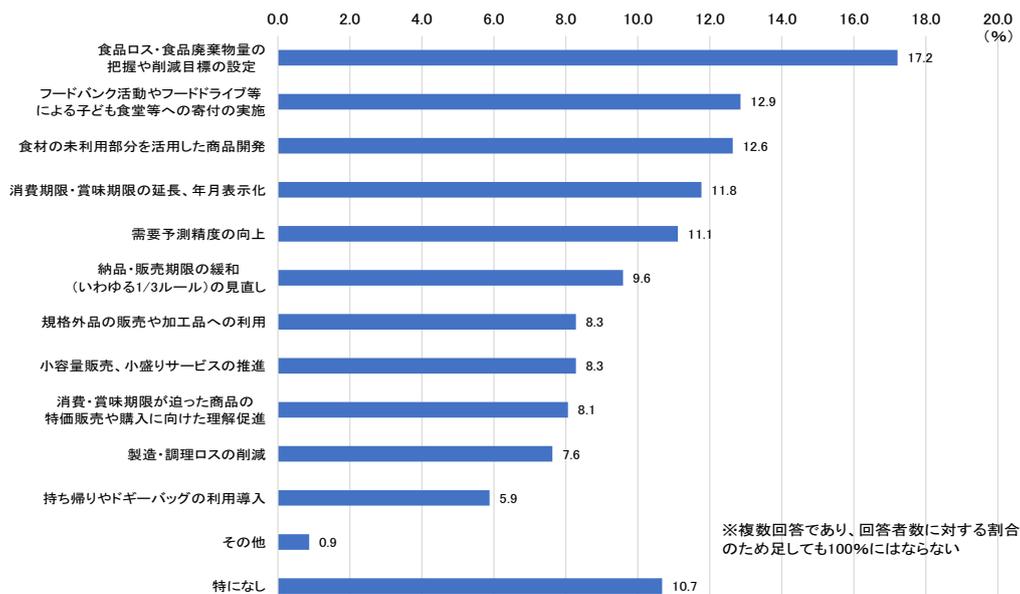


図14 食品ロス・食品廃棄物の発生抑制に向けて今後取組んでみたいもの

¹⁶ 「フードバンク活動」とは、包装の印字のズレや外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが、通常の販売が困難な食品を食品メーカー等から引き取り、福祉団体や生活支援を必要とする個人などに譲渡する活動

5 富山県の食品ロス削減に関する取組みの成果

表6 目標指標の状況

中間目標達成：○、中間目標未達成：△

	計画策定時 (2019)	現状 (2025.3)	計画中間年 (2025)	達成 状況	目標年 (2030)	見直し 指標
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合	80.9%	90.5%	85%以上	○	90%以上	
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	約110g (2016)	約85g (2022)	2030年までの 半減を目指し て減少させる	※	2030年までの 半減を目指し て減少させる	※
商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合	37% (2018)	51.2% (2024)	現状値以上	○	現状値以上	※
食品ロス削減について学習した子どもの人数	3,022人	21,038人	21,000人	○	36,000人	
商慣習見直し宣言事業者の登録数	22社	27社	35社	△	50社	
「食べきり3015」協力店の登録数	210店	727店	650店	○	720店	※
「食べきりサイズメニュー」提供店の登録数	168店	801店	500店	○	560店	※
災害備蓄食料の活用率	100%	100%	現状維持	○	現状維持	※
エコフィードの供給に取り組む事業者数	4事業者	14事業者	10事業者	○	20事業者	

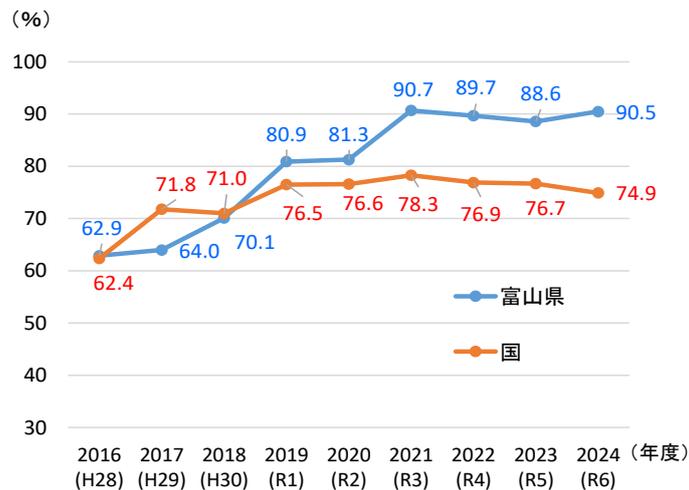


図15 食品ロス問題を認知したうえで削減のための取組を行う人の割合
本県: 県政世論調査
全国: 消費生活意識調査(消費者庁)

- 県政世論調査によると食品ロス問題を認知した上で削減のための取組を行う人は、本県、全国ともに平成28(2016)年度と比較して増加しており、本県では近年90%前後で推移しています。

- 令和5年度食品ロス・食品廃棄物実態調査では、県民1人1日当たりの食品ロス発生量は全体で約85g（家庭系50g、事業系35g）と前回調査（平成28(2016)年度）約110g（家庭系69g、事業系41g）より減少しています。
- 家庭系食品ロスについて、可燃ごみ全体に占める食品ロスを含む食品廃棄物の割合は、減少しました。また、家庭系食品ロスの主な内訳では、手付かず食品の割合が減少（69%→53%）し、その割合は概ね半分と全国と同程度となりました。とやま環境未来チャレンジ事業（10歳の児童（小学校4年生）が、地球温暖化問題を学び、家族とともに家庭で食品ロスの削減などの地球温暖化対策に取り組む事業）等の環境学習を通じた啓発や「使い切り3015運動」、フードドライブ、サルベージ・パーティ等の手付かず食品の削減推進などにより消費者の行動変容につながったものと考えられます。
- 事業系食品ロスのうち外食産業では、食品ロス量が大きく減少しました。「食べきり3015運動」協力店、「食べきりサイズメニュー」提供店の登録数が着実に増加しており、外食産業での食品ロス削減に寄与したものを考えられます。一方、商慣習見直し宣言事業者の登録数は27社と伸び悩んでおり、食品製造業、卸売業、小売業までフードチェーン全体での商慣習見直しの取組み拡大が課題となっています。
- 食品廃棄物の畜産利用を啓発するため「エコフィード利用拡大パンフレット」を作成するとともに、畜産農家のマッチングを図ったことで、エコフィードの供給に取り組む事業者数は着実に増加しています。

第3章 計画の目指す姿と推進事項の方向性

1 計画の理念

G7 富山環境大臣会合で採択された「とやま物質循環フレームワーク」を踏まえ、消費者、事業者、関係団体及び行政等の連携協力のもと、県民の高い環境意識など本県の特徴を活かした循環型社会づくりに資する先進的な食品ロス等削減の取組みを推進します。

このため、この計画では、本県の目指すべき姿と方向性を以下のとおりとし、持続可能な社会の実現を目指すとともに、県民のウェルビーイングの向上に努めます。

2 富山県の将来像（基本目標）

持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりの行動が社会や環境に影響を与えることを自覚し、消費者、事業者、関係団体及び行政等の連携協力のもと、県民生活や事業活動等において食品ロス等の削減に繋がる取組みが進んだ社会を目指します。

3 推進事項の基本的方向性

(1) 推進体制の整備

① 消費者、事業者、関係団体及び行政が連携した県民総参加の食品ロス等削減運動の展開

食品ロス等の削減を推進するため、「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議（以下、「県民会議）」を核として、消費者、事業者、関係団体及び行政等がそれぞれの立場で創意工夫をこらして削減対策に取り組むとともに、お互いが情報共有、連携し合うことで、県民総参加の食品ロス等削減運動「とやま食ロスゼロ作戦 ～使いきり 食べきり すっきり エコライフ～」を展開します。



県民運動のシンボルマーク

② 食品ロス等の実態把握調査や効果的な削減方法の調査研究の実施

県内の食品ロス等の発生状況や効果的な削減方法に関する調査研究を実施し、調査結果等に基づいた実効性のある取組みを共有・推進します。

③ 食品ロス等の削減に関する優良な取組事例等の情報収集・発信、表彰

食品ロス等の削減に関する優良な取組事例等の情報収集を行い、「とやま食ロスゼロ作戦」HPや各種イベントで積極的な発信に努めるとともに、食品ロスの削減に関する顕著な功績がある者に対する表彰を行うことで削減の機運を醸成します。

(2) 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

① 消費者、事業者等に対する知識の普及啓発等

食品ロス等の削減を推進するためには、消費者、事業者それぞれの立場から食品ロスについての取組みを理解し、一人ひとりが意識を変えて、食品ロス等を極力排出しないことが重要であり、幅広い知識の普及・啓発や食べ物に対する敬意・感謝の気持ちの育成を行い、食品ロス等について考える機会を創出し、その削減に向けた実践を促します。

② 家庭における食品ロス削減

食品ロス等の削減の必要性について周知啓発を行うとともに、デコ活アクションで示す食べ残しを減らす取組みなど県民が気軽に実践できる内容を提案し、一人ひとりの行動変容を促します。

また、若い世代への効果的な啓発・アプローチに努めます。

③ フードチェーンにおける食品ロス削減

食品流通段階において発生する食品ロスは、個々の取組みだけでは解決が難しく、消費者の理解のもと、フードチェーン全体で解決していくことが必要であることから、消費者、事業者、行政が連携した削減の取組みを推進します。また、各主体での取組みとその効果の共有に努めます。

(3) 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正な再生利用の推進

① 未利用食品等の有効活用

フードバンク活動及びフードドライブ活動を通じ、事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品を貧困や災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するなど、未利用食品等の有効活用を推進します。

② 食品廃棄物の飼料化・肥料化・エネルギー化等による適正な再生利用の推進

やむを得ず発生する食品廃棄物については、引き続き飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用等、効果的な取組事例について情報発信を行うなど再生利用を推進します。

第4章 推進施策

1 推進体制の整備

【これまでの取組状況】

- ・ [「食品ロス削減全国大会 in 富山」\(R2\)](#)
- ・ [県民へ食品ロス削減の取組みの理解促進を図るため、食品ロス削減推進計画ハンドブック及び子ども向けパンフレットを作成し、配布 \(R2\)](#)
- ・ [富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議の実施 \(第8回～第16回\)](#)
- ・ [家庭系食品ロス実態調査、事業系食品ロス・食品廃棄物等実態調査の実施 \(R5\)](#)
- ・ [WEBサイト「とやま食ロスゼロ作戦」における食品ロス等関連情報の発信](#)
- ・ [食品ロス・食品廃棄物削減優良活動表彰の実施](#)



食品ロス削減全国大会 in 富山
(R2.12.16)

【成果と課題】

- ・ [県民1人1日当たり食品ロス量は減少しているものの、さらなる削減に向け、食品ロス等削減に関する各種団体や地域の取組みの推進を継続していく必要があります。](#)

【取組内容】

(1) 消費者、事業者、関係団体及び行政が連携した県民総参加の食品ロス等削減運動の展開

- ・ 消費者、事業者、関係団体及び行政等が一丸となって食品ロス等の削減に取り組む機運の醸成を図り、全県的な食品ロス等削減運動を展開していくため、県民会議を開催し、削減に向けた取組みの検討・[情報の共有](#)を行います。
- ・ 食品流通段階における商慣習が食品ロス発生の大きな要因となっていることから、県民会議のもとに設置した「食品ロス削減のための商慣習検討専門部会」を開催し、消費者、事業者、[関係団体](#)及び行政等が連携協力し、食品ロス削減のための商慣習の見直しを推進します。また[効果のあった取組みについて共有し、拡大します。](#)
- ・ 食品ロス等の削減に関する「市町村[担当者](#)会議」を開催し、県、市町村の連携を促進します。
- ・ 県庁内の部局横断の「食品ロス削減庁内プロジェクトチーム」会議を開催し、各部局における食品ロス等の削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、国及び市町村等と連携しながら、県としての課題や取組みについて検討を行います。
- ・ 県民運動の愛称・標語「とやま食ロスゼロ作戦 ～使いきり 食べきり すっきり エコライフ～」のもと、食品ロス等の削減に向けた全県的な運動を展開します。

- 引き続き、「使いきり」と「食べきり」を推進するため、県民になじみの深い立山の標高にちなみ、30と15をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動「3015運動」を展開します。



3015運動のチラシ

(2) 食品ロス等の実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

- 定期的に県内の食品ロス等の発生状況に関する実態把握調査を実施し、削減対策の効果を検証します。また、調査結果に基づいた実効性のある削減対策を推進します。
- 事業者と行政が連携し効果的な食品ロス等の削減方法に関する調査研究を実施します。調査研究を通じて、食品ロス等の削減効果を検証し、結果の共有を図ることで、県内での食品ロス等の削減の取組みの拡大に努めます。

(3) 食品ロス等の削減に関する優良な取組事例等の情報収集・発信、表彰

- 特設ホームページや各種広報媒体を活用し、県内の食品ロス等の削減に関する情報や優良な取組事例等を一元的に集約し、情報発信することで、食品ロス等の削減に関する意識を啓発します。
- 食品ロスの削減に関しては顕著な功績があるものに対する表彰を行い、削減の機運を醸成します。
- 食品ロス削減の優良事例について、「とやま食ロスゼロ作戦」HPや各種イベントで積極的な普及啓発を図ることで、食品ロス削減対策を推進します。



Web サイト:「とやま食ロスゼロ作戦」 (<https://foodlosszero.jp/>)

2 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

【これまでの取組状況】

- ・ サルベージ・サポーターマッチング事業の実施 (R1～R5 延べ 26 回)
- ・ とやま環境未来チャレンジ事業の実施
- ・ 商慣習見直しの取組みの推進
 - 商慣習検討専門部会の開催 (延べ 8 回)
 - 商慣習見直し宣言事業者を募集・登録 (R7.3 月末現在 27 社)
 - 事業者向け研修会を開催し、取組事例や課題について情報交換 (R3、R4、R6)
- ・ 期限間近商品の優先購入キャンペーンの実施 (10～11 月) (H29～)
- ・ 食品ロス削減月間に食品ロス削減の普及啓発を目的とするポスターを公共交通機関に掲示 (R3)
- ・ 外食産業における食品ロスを削減するため、「食べきり 3015 (さんまるいちご) 運動¹⁷」の推進、「食べきりサイズメニュー」の導入を促進 (H30～)



「食べきり 3015 運動」「食べきりサイズメニュー」

ポスター



期限間近商品の優先購入キャンペーン のぼり旗

【成果と課題】

- ・ 県政世論調査の結果によると、食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合は 90%前後と計画策定時 (H28) の 80.9%より着実に高まっていますが、期限間近商品の購入に取り組んでいる人や店舗である程度の欠品を許容する人が少なく、さらなる消費者理解を促進する必要があります。

(家庭系食品ロス)

- ・ 手付かず食品は減少傾向にあるものの、継続的に発生していると考えられ、多く捨てられている季節野菜などについて対策する必要があります。
- ・ 食べ残しについて、削減効果が見られなかったことから、さらなる効果的な取組みが必要です。また、夏季は発生が増加する傾向があり、対策する必要があります。
- ・ 30～40 代での食品ロス発生頻度が高い、20～30 代で削減意義等を感じられていないことから、特定の世代の意識・行動変容が課題となっています。

¹⁷ 「使いきり 3015」とは、毎月 30 日と 15 日に冷蔵庫をチェックして食材を使いきる運動

「食べきり 3015」とは、宴会開始後 30 分と終了前 15 分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる運動

(事業系食品ロス)

- ・ 事業系食品ロス量は全体として減少していますが、引き続きフードチェーン全体での商慣習見直しの取組みの推進が重要です。1/3ルールの見直し等の取組みは大手事業者では進んでいますが、中小事業者ではあまり進んでおらず、機運にもばらつきがあるとみられています。
- ・ 外食産業の食品ロス量・割合は低下していたものの、コロナ禍後は宴会が復活するなど食品ロスの増加が懸念されるため、引き続き取組みが必要です。
- ・ 「食べきり 3015」協力店及び「食べきりサイズメニュー」提供店、優先購入キャンペーン実施店における、食品ロス削減の取組み状況や削減効果の「見える化」が課題となっています。
- ・ 国では自己責任での持ち帰りを推進しているものの、持ち帰りを不安視する声があることが課題となっています。

【取組内容】

(1) 消費者、事業者等に対する知識の普及啓発等

- ・ 食品ロス等の削減をテーマにしたフォーラムやイベント、研修会の開催等により、消費者、事業者が食品ロス等の削減について考える機会を創出します。
- ・ 食品ロス等の削減に関する啓発資材の作成、配布等により、子どもやその親を中心とした若い世代に対して重点的な普及啓発を行います。
- ・ 食品の期限表示の「消費期限¹⁸」は安全に食べられる期限、「賞味期限¹⁹」はおいしく食べられる期限であり、2つの違いを重点的に普及啓発することで、賞味期限直後の廃棄を減らすとともに、小売店での期限間近商品の購入を促進します。
- ・ 消費者に対し、事業者が行う商慣習見直しなどの取組みへの理解を促し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の購入に努めるよう普及啓発を推進します。
- ・ 児童生徒に対し、学校給食や教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促します。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行います。
- ・ 食育との連携により幼少期から食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成し、食品ロス等の発生を減らす食生活を推進します。

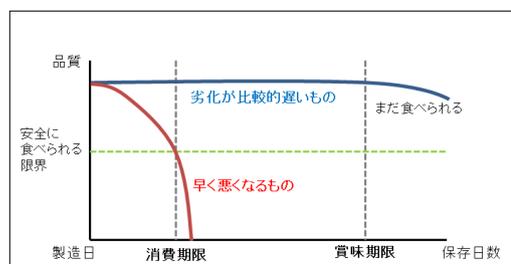


図 16 消費期限と賞味期限のイメージ(未開封)

¹⁸ 品質が急速に劣化しやすい食品には「消費期限」の年月日を、それ以外の食品には「賞味期限」の年月日を表示する。（なお、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3カ月を超える場合は、賞味期限の表示を年月表示とすることができる。）

¹⁹ すべての加工食品には、「消費期限」又は「賞味期限」のどちらかの期限が表示される。（食品表示法に基づく食品表示基準による）国では賞味期限の愛称を「おいしいめやす」とし、期限表示の理解促進を図ることとしている。



第 18 回食育推進全国大会 in とやまの様子 (R5.6.24)



とやま環境フェア 2023 の様子 (R5.10.13)



子ども向け啓発資材
【紙芝居】



子ども向け啓発資材
【アニメ動画】



商慣習見直し事例集

(2) 家庭における食品ロス削減

- ・ 消費者に対して「使いきり 3015」運動の実施による家庭内食品の定期的な在庫管理や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手付かず食品の削減を推進します。
- ・ 手付かず食品の削減に有効なサルベージ・パーティ（家で余っている食材を持ち寄って料理をする）の開催を支援し、県内での開催拡大や定着を図ります。
- ・ 食材の無駄をなるべく出さない調理方法・レシピや季節野菜等の食材を長持ちさせる保存方法など具体的な方法を、季節や世代・ライフスタイルに応じて普及啓発することにより、食材の有効活用を促進します。
- ・ 動画や SNS 等のデジタルコンテンツ・ツールを活用するほか、若い世代が集うイベント等を通じて、若い世代への周知・啓発を実施します。
- ・ 家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼びかけるなど、食べ残しの削減を推進します。
- ・ 過剰除去が発生している現状や、捨てられがちな部位の活用方法を情報発信することにより、過剰除去の削減を推進します。
- ・ 2030 年の持続可能な開発目標（SDGs）の達成や 2050 年カーボンニュートラルに向けた社会的潮流を踏まえ、小学校等での地球温暖化・「デコ活」・食品ロスに関する環境学習や、食品ロス削減推進サポーター²⁰育成講座の受講支援など環境教

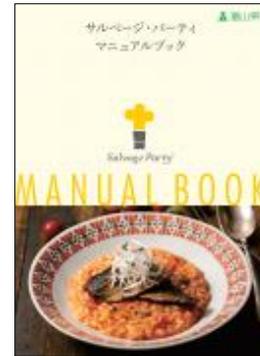
²⁰ 「食品ロス削減推進サポーター」とは、消費者庁または地方公共団体等が開催する食品ロス削減推進サポーター講座を修了し、食品ロス削減の基礎知識、消費者、食品事業者、一般企業、学校等の様々な主体が取り組める事例、地域の課題解決に必要なスキルやノウハウを習得した方々で、様々な場面で自ら活動する意向のある人材として地方公共団体及び消費者庁に登録された人材

育・人材育成に取り組みます。

- ・ 「デコ活」に関する啓発キャンペーンを富山県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人とやま環境財団）等と連携し推進します。



食品ロス削減の取組み動画（SNS 等で発信）



サルベージ・パーティー マニュアルブック

（3） フードチェーンにおける食品ロス削減

- ・ 食品流通段階での納品期限や販売期限に関するいわゆる「1／3ルール²¹」などの商慣習は、食品ロス発生の大きな要因とされていることから、県民会議のもとに設置した「商慣習検討専門部会」を中心に、事業者、消費者及び行政が互いに連携し、消費者理解のもと、フードチェーン全体での見直しを目指します。また、各主体における取組みとその削減効果について調査しその結果の共有を行うことで、相互に理解を図るとともに新たな取組みに繋がります。
- ・ 県内フードチェーン全体での商慣習見直しを図るため、商慣習見直し宣言事業者の登録については、これまで登録の少ないドラッグストアや製造業を中心に幅広く働きかけを行い、登録拡大に努めます。
- ・ 事業者と行政が連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は手前から購入するよう呼びかける啓発キャンペーンを実施するなど、消費者の消費・賞味期限への正しい理解と「てまえどり」を促進します。また、キャンペーンの実施に当たっては啓発資材の内容や SNS の活用などアプローチの仕方を工夫します。
- ・ 引き続き「食べきり 3015」運動の実施、消費者が食事量を調節・選択できる「食べきりサイズメニュー」（レディースメニュー、シニア向けメニュー、ハーフサイズメニューなど）の導入を促進します。
- ・ 食品ロス削減の取組みに積極的な店舗の取組内容や削減効果の把握に努めるとともに、優良事例を HP で発信します。
- ・ 持ち帰りは「自己責任」であることを前提に、国が令和 6 年 12 月に作成した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知や、ドギーバッグ（持ち帰り用の容器）の利用促進等を図り、飲食店における宴会・外食時の食べ残しの削減を推進します。

²¹ 「1／3ルール」とは、食品流通業界における商慣習であり、食品を製造してから小売店に納品するまでの期間（納品期限）や小売店が消費者に販売する期間（販売期限）が慣習的に決まっている。食品の製造日から賞味期限までを3等分し、製造日から1／3の時点までを納品期限、賞味期限の2／3の時点までを販売期限として設定するもの。

- HACCP²²の導入等により、不必要な原材料の仕入れ、異物混入等の不良食品の発生や食品表示の記載ミスによる回収等を未然に防止することが可能となり、食品ロス等の削減の効果が期待されることから、事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理手法等について普及・指導を行います。
- 各事業者の食品ロス等の削減に寄与する取組みを支援し、食品ロス等の削減を推進します。



食品ロス削減のための商慣習見直し等に関する共同宣言式 (H31.3.29)



商慣習見直し宣言事業者登録証(盾)

食品ロス削減のための商慣習見直し等に関する共同宣言

富山県では、豊かで美しい自然環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継ぐため、県民、事業者、関係団体、行政が連携して、全国に先駆けた県内全域でのレジ袋無料配布の廃止や、「とやまエコ・ストア制度」の創設、法制度のモデルとなった富山型使用済小型家電リサイクルの実施など、県民総参加による幅広い取組みを実施してきました。また、平成28年に本県で開催された「G7富山環境大臣会合」で「富山物質循環フレームワーク」が採択され、「G7伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれたことを受け、平成29年に「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を設立し、県をあげて食品ロス等の削減に向けた運動に取り組んでいるところです。

本県では、食品廃棄物は年約17万トン、食品ロスのは約4.3万トンで、その約4割は事業者から排出されており、食品流通段階でのいわゆる「1/3ルール」などの商慣習は食品ロス発生の大きな要因とされています。こうした商慣習は、個々の取組みでは解決が難しく、食品関連事業者、消費者、行政が互いに連携し、消費者の理解のもと、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。このため、富山県では、事業者、消費者、行政それぞれが次の役割を果たし、全国に先駆けて商慣習の見直しに取り組めます。

- 1 事業者は、納品期限や販売期限に関する、いわゆる「1/3ルール」の見直し、賞味期限の延長や年月表示などそれぞれが適切に応じた取組みを行い、食品流通段階での食品ロスの発生を防ぎます。特に、「1/3ルール」については、まず「販売および賞味期間」80日以上の菓子、について納品期限を1/2に見直す方向で取組みを進め、今後、対象品目の拡大や取組み事業者の増加に努めます。
- 2 消費者は、事業者の取組みを理解し、すぐに食べる食品は期限の近いものから購入すること、賞味期限と消費期限の違いを認識すること、店舗でのある程度の欠品を許容することなど、適切な消費志向の改善や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践に努めます。
- 3 行政は、事業者の商慣習見直しや消費者の取組みの促進について、積極的に普及啓発を行い、参画いただく事業者の拡大や県民の機運の醸成に努めます。

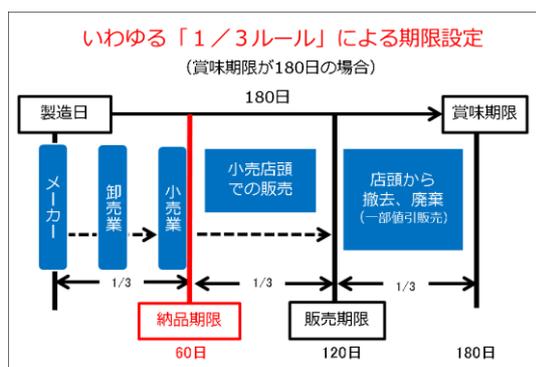
また、これらの取組みとともに、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などを進め、引き続き、事業者、消費者、行政が連携し、その削減に努力していきます。

富山県では、県民が「丸」になって商慣習の見直しに取り組み、食品ロス・食品廃棄物削減運動のフロントランナーとして、こうした取組みを全国に発信し、我が国全体の食品ロス・食品廃棄物の削減につなげていくことをここに決意し、宣言します。

平成31年3月29日
富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議
会長 石井 隆
食品ロス削減のための商慣習見直し特別部会
座長 牛久保 明 邦


 使いきり・食べきり・すっきり・エコライフ

食品ロス削減のための商慣習見直し等に関する共同宣言



加工食品の「1/3ルール」のイメージ



期限間近商品の優先購入キャンペーン啓発ポスター



【日本語版】



【英語版(インバウンド向け)】

食べきり3015運動啓発用三角柱

²² 「HACCP」とは、Hazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字で、国際基準を満たした衛生管理手法の一つ

3 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正な再生利用の推進

【これまでの取組状況】

- ・ フードバンク活動拡大・促進のための普及啓発やマッチング活動の推進
- ・ フードドライブの定着・拡大のための支援等の実施
- ・ とやまのエコフィードを利用した畜産物のブランド化の推進（とやま和牛酒粕育ち）

【成果と課題】

- ・ フードバンクでは賛同企業数は17社（R3）から43社（R5）、マッチング件数（食品の受渡しの件数）は8件（R3）→119件（R5）と着実に増加しています。
- ・ フードバンクでは食品の運搬や保管における温度管理やスペースの確保が課題となっています。
- ・ フードドライブを知らない学生や20～30代の若者が多いこと、実施日や場所の情報が十分に認知されていないことが課題となっています。
- ・ 本県の再生利用等実施率は全国よりも低く向上させる必要があります。

【取組内容】

(1) 未利用食品等の有効活用

- ・ 国が推進する「食の環（わ）」プロジェクトに基づき、地域における食品ロスの削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の3つの施策にむけた取組みを促進します。特にフードバンク活動やフードドライブ、フードパントリー、こども食堂等の実施主体と連携し、事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を無償で提供するなど、令和6年12月に作成された「食品寄附ガイドライン」に基づいた未利用食品等の有効活用を促進します。また、促進のための課題を整理し、マッチング体制の構築など円滑な実施体制づくりの検討を進めます。
- ・ フードバンク活動では利用促進のため、運搬や保管の点で取扱いが難しい食品も地域や団体との連携を深め、地域ネットワークを確立し、マッチングを強化します。
- ・ フードドライブについては、資機材の貸出、県ホームページでのPR等により実施団体を支援するほか、地域の実情に応じた常設窓口設置等により気軽に参加できる環境を整備します。また、認知度向上に向けて、効果的な場所での啓発やSNS等の手段による啓発を重点的に実施します。
- ・ 防災教育を目的とした小中学校への配付や防災訓練時での活用、フードバンク活動団体等への寄付など、災害備蓄食料の有効活用を図ります。また事業者の災害備蓄食料についても、関係団体等を通じてフードバンク活動団体等への寄付を案内するなど周知に努めます。



フードドライブ運用マニュアル



フードドライブの様子



フードドライブ（常設窓口）の様子

(2) 食品廃棄物の飼料化・肥料化・エネルギー化等による適正な再生利用の推進

- ・ 事業者と畜産農家とのエコフィード²³需給マッチングを図るとともに、エコフィードの生産・利用の推進に向けた取組みを支援するなど、主に製造段階において発生する副産物など食品循環資源²⁴の有効活用を推進し、[再生利用の効果的な取組事例を周知](#)します。
- ・ 食品循環資源を原料とした肥料の適正な利用を推進します。
- ・ [家庭の生ごみ減量化やリサイクルに向けて、先進事例を情報共有するとともに、市町村と連携して地域に応じた取組みを進めます。](#)
- ・ 再生可能エネルギーの意義と重要性について普及啓発するとともに、バイオマス発電・熱利用など食品循環資源の地域特性に応じた効率的な利用を促進します。



エコフィード体験事業



エコフィード利用拡大パンフレット



乳牛へのエコフィード(規格外ニンジン)給与



ダンボールコンポスト普及啓発事業(富山市)

²³ 「エコフィード (ecofeed)」とは、「環境にやさしい (economical)」等を意味するエコ (eco) と、飼料を意味するフィード (feed) を併せた造語で、「食品循環資源を原料にして加工処理されたリサイクル飼料」と定義される。

²⁴ 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

第5章 各主体の役割

1 消費者の役割

消費者は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、今一度、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを持ち、自らの行動が社会や環境に影響を与えることを自覚して、家庭、職場、学校や外出先など日常のあらゆる場面において、「てまえどり」、「使いきり3015」・「食べきり3015」運動、フードドライブ活動など食品ロス等の削減に繋がるあらゆる取組みを実践することとします。

また、食品ロス等の削減に関する県や市町村の施策に協力するとともに、過剰な鮮度志向の見直し、期限間近商品の優先購入など消費者としてできることを実践します。

さらに、商慣習の見直しなどの事業者の取組みを理解し、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用することで事業者の取組みを支援します。

2 事業者の役割

事業者は、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用や食品ロスの削減に向け、商慣習の見直し等の取組みを実践することとします。また、県や市町村等が実施する食品ロス等の削減に関する施策に積極的に協力するとともに、消費者に対して、自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施するなど社会全体で食品ロス等の削減が推進されるよう努めるものとします。

このほか、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用など再生利用を推進することとします。

(1) 農林水産業・製造業

農林水産業者は、規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附など、生産段階で発生する食品ロスの削減を推進することとします。

また、製造業者は、自らの事業活動により発生している食品ロス量の把握に努め、食品製造過程における原材料ロスの削減、取引業者と販売計画等の情報共有を図るなど需要予測の精度向上による余剰在庫の削減、印字ミスや異物混入等の製造ミスによる廃棄の削減等を推進することとします。

併せて、食品の製造方法の見直しやプラスチック資源循環の推進も考慮した容器・包装資材の開発、安全係数²⁵の見直し等による賞味期限の延長に努めるとともに、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）を推進することとします。また、消費者に対して、食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報、期限に関する情報を発信し、家庭内での食品使いきりを積極的に推進します。

なお、規格外農林水産物、規格外品や返品・過剰在庫などの余剰食品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に無償で提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

²⁵ 期限表示を設定する際に用いられる、食品の特性に応じ、設定された期限に対して1未満の係数

(2) 卸売業

自らの事業活動により発生している食品ロス量の把握に努め、取引業者と販売計画等の情報共有を図るなど需要予測精度の向上に努めるとともに、配送時の破損等による廃棄を減らすための取組みを推進することとします。

なお、小売店への納品期限切れとなった食品や輸送過程で発生した中身に問題のない外装等の破損品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に無償で提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

(3) 小売業

自らの事業活動により発生している食品ロス量の把握に努め、取引業者間の販売計画等の情報共有による需要予測精度の向上や季節商品の予約販売等による需要に応じた販売など、商品の売り切りに努めるとともに、小容量販売・バラ売りの導入など消費者が購入量を調節・選択可能な方法を導入することとします。また、商品の納品期限の緩和や販売期限を賞味期限の範囲内で延長し、極力賞味期限ギリギリまで販売するなど、食品ロス削減のための商慣習の見直しに積極的に取り組むこととします。

なお、賞味期限前に売り場から撤去した販売期限切れの食品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に無償で提供するなど、積極的に未利用食品を有効活用することとします。

(4) 外食産業

自らの事業活動により発生している食品ロス量の把握に努め、需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが食品ロス等の削減に積極的に取り組むとともに、宴会等の利用客に対する食べきりの呼びかけ (食べきり 3015 運動) や 「食べきりサイズメニュー」 など食事量の調節・選択が可能なメニューを導入するなど、利用客に対して食べ残しの削減の働きかけを行うこととします。

また、食べ残した料理の持ち帰り希望者に対しては、持ち帰りは「自己責任」であることを前提に、国が令和6年12月に作成した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、食中毒や異物混入等のリスク・取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明するなど食中毒等を予防するための工夫をしたうえで、食べ残しの持ち帰りに関する分かりやすい情報提供を行います。その際には、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮します。

3 農林水産業、食品関連事業者以外の事業者の役割

食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発を行うなど、食品ロス等の削減に繋がる取組みを実践するとともに、県や市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。また、フードバンク活動団体等への提供も含めた災害時用備蓄

食料の有効活用に努めます。加えて、食品寄附の拡大を図るため、食品寄附を支援するための資金援助や倉庫・輸配送等のサービス提供等の協力体制の必要性について理解を深めます。

4 関係団体などの役割

関係団体は、行政等と連携しながら、食品ロス削減に向けた取組みの実践に努めます。また、消費者団体やNPOなどの民間団体は、これまで実践してきた食品ロス等の削減に関する活動で得られた知見やネットワーク等を活用し、県や市町村等と連携しながら、これらの取組みを広く県民に普及啓発し、拡大していくよう努めることとします。

5 行政の役割

行政は、自ら率先して食品ロス等の削減に向けた取組みを実践するとともに、県民や事業者、関係団体などの取組みに対し、積極的に支援を行うこととします。

(1) 県の役割

県は、全県的な食品ロス等削減運動を展開するため、推進体制を整備して県民、事業者、関係団体等との連携強化を図るとともに、削減の機運の醸成や SNS 等を活用した積極的な普及啓発など各種施策を実施し、食品ロス等の削減を推進します。また、県内外における幅広い情報収集を通じ、食品ロス削減に資する効率的かつ効果的な施策を展開します。さらに、県民や事業者、関係団体などの取組みに対し、積極的に支援を行うこととします。

(2) 市町村の役割

市町村は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画（食品ロス削減法第13条の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」）の策定に努めることとします。

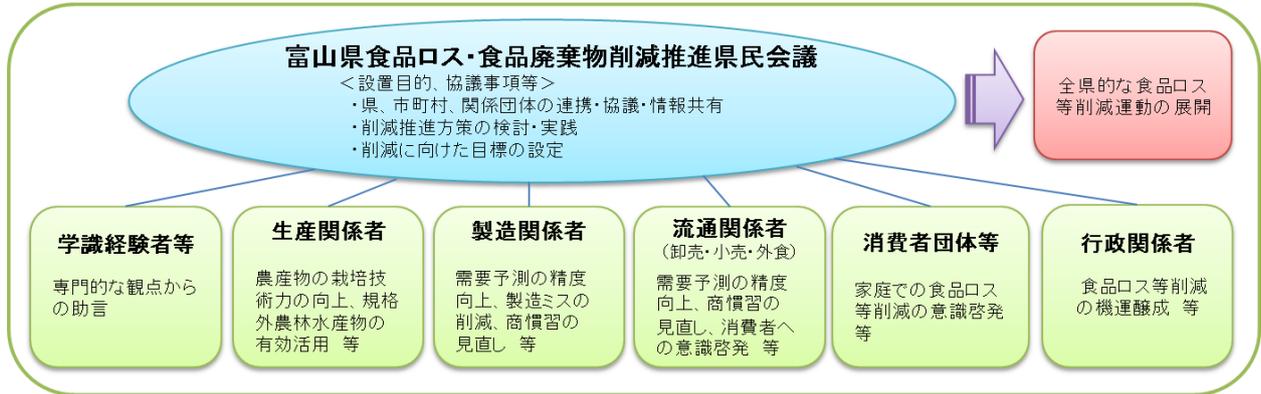
また、地域住民等に対する食品ロス等の削減、生ごみリサイクルの推進に関する普及啓発や地域の特性に応じた各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組みに対し、積極的な支援に努めることとします。

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

県は、この計画に基づく施策を県民総ぐるみで推進するため、「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」などの場を活用し、消費者、事業者、関係団体及び市町村との意見・情報交換を積極的に行うほか、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させることとします。

図 17 富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議の概要



2 計画の進行管理

県は、市町村や事業者などの協力を得て、食品ロスや食品廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握するとともに、目標の達成状況を表7の評価指標を用いて継続的に検証することとします。

また、目標の達成状況の検証結果などについては、広く情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ、目標や施策の見直しなどを行うこととします。

表7 計画の進捗を評価する指標【見直し検討中】

(1) 推進体制の整備

指標	定義	現状と目標			
		計画策定時 (2019)	現状 (2025. 3)	計画中間年 (2025)	目標年 (2030)
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合	食品ロスの問題を認知し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合	80.9%	<u>90.5%</u>	85%以上	90%以上
県民1人1日当たりの食品ロス量	県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量	約110g (2016)	約85g (2022)	2030年までの半減を目指して減少させる	<u>約78g</u>

(2) 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

指標	定義	現状と目標			
		計画策定時 (2019)	現状 (2024. 3)	計画中間年 (2025)	目標年 (2030)
商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合	公正かつ持続可能な社会の実現のため、消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合	37.0% (2018)	51.2% (2024)	現状値以上	<u>65%以上</u> <u>(2029)</u> <u>(R7.5 策定</u> <u>予定)</u>
食品ロス削減について学習した子ども的人数	「とやま環境チャレンジ10事業」などに参加した児童の数の累積 (2019年～)	3,022人	<u>21,038人</u>	21,000人	36,000人
商慣習見直し宣言事業者の登録数	食品ロス削減のための商慣習見直しに取り組む事業者の数	22社	<u>27社</u>	35社	50社
「食べきり3015」協力店の登録数	宴会等で利用客に「食べきり3015」運動を呼びかける飲食店の数	210店	<u>727店</u>	650店	<u>830店</u>
「食べきりサイズメニュー」提供店の登録数	お客が食事量を選択・調整可能な「食べきりサイズメニュー」を提供する飲食店の数	168店	<u>801店</u>	500店	<u>930店</u>

(3) 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正な再生利用の推進

指標	定義	現状と目標			
		計画策定時 (2019)	現状 (2024. 3)	計画中間年 (2025)	目標年 (2030)
<u>フードドライブの認知度</u>	<u>フードドライブの言葉及び内容を知っている人の割合</u>	-	<u>39.5%</u> <u>(2023)</u>	-	<u>50%</u>
エコフィードの供給に取り組む事業者数	畜産農家にエコフィードを供給する事業者数	4事業者	14事業者	10事業者	20事業者

【食品ロス削減目標の考え方】

国は事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させるという目標を設定しています。

本県においては2000年度の事業系食品ロス量が不明であるため、実態調査に基づく直近の推計値がある2022年度を基準年度として2030年度の目標値を算定すると、国は2022年度から2030年度まで約93%に削減する目標となっており、これに準拠して県民1人1日当たり事業系食品ロス量の目標値を算定すると約32gとなります。

$$\begin{array}{rcccl}
 \boxed{\text{県の2030年度}} & = & \boxed{\text{県の2022年度}} & \times & \boxed{\text{全国の2022年度実績に対する}} \\
 \boxed{\text{目標値}} & & \boxed{\text{実績}} & & \boxed{\text{2030年度目標値}} \\
 \\
 32\text{g} & \doteq & 35\text{g} & \times & \frac{\text{全国目標値(2030年度まで)219万t}}{\text{全国基準値(2022年度) 236万t}}
 \end{array}$$

国の家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。

本県においては、事業系食品ロスの目標と同様に、基準年度を2022年度とし2030年度の目標値を算定すると、国は2022年度から2030年度までに約92%に削減する目標となっており、これに準拠して県民1人1日当たり家庭系食品ロス量の目標値を算定すると約46gとなります。

$$\begin{array}{rcccl}
 \boxed{\text{県の2030年度}} & = & \boxed{\text{県の2022年度}} & \times & \boxed{\text{全国の2022年度実績に対する}} \\
 \boxed{\text{目標値}} & & \boxed{\text{実績}} & & \boxed{\text{2030年度目標値}} \\
 \\
 46\text{g} & \doteq & 50\text{g} & \times & \frac{\text{全国目標値(2030年度まで)216万t}}{\text{全国基準値(2022年度) 236万t}}
 \end{array}$$

富山県の全体の目標は、事業系家庭系を合計し、約78gとなります。

$$\begin{array}{rcccl}
 \boxed{\text{富山県目標値}} & = & \boxed{\text{事業系目標値}} & + & \boxed{\text{家庭系目標値}} \\
 \\
 78\text{g} & = & 32\text{g} & + & 46\text{g}
 \end{array}$$

<参考>

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議委員名簿

(分野別に団体等名の 50 音順・R6.7.1 時点)

	分野	団体等名称	氏名
会長	行政	富山県知事	新田 八朗
副会長	学識経験者等	公益財団法人とやま環境財団理事長	麦野 英順
委員		公益社団法人富山県医師会常任理事	長谷川 徹
委員		富山大学学術研究部工学系教授	加賀谷 重浩
委員	生産	JA 富山県女性組織協議会会長	村田 美知子
委員		全国農業協同組合連合会富山県本部長	西井 秀将
委員		富山県漁業協同組合連合会会長	道井 秀樹
委員		富山県農業協同組合中央会代表理事会長	延野 源正
委員	製造	一般社団法人富山県食品産業協会会長	川合 誠一
委員	流通 (卸売・小売・外食)	アルビス株式会社代表取締役社長	池田 和男
委員		イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー北陸事業部長	石井 教裕
委員		一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会茨城県支部長兼富山県支部長補佐 (ウエルシアホールディングス株式会社総務部渉外担当部長)	本橋 勝
委員		富山県商工会議所連合会会長	庵 栄伸
委員		富山県商工会連合会専務理事	山本 公生
委員		富山県水産物商業協同組合連合会専務理事	釣谷 逸朗
委員		富山県生活衛生同業組合連合会会長	坂井 彦就
委員		富山県生活協同組合連合会会長	寺岡 富美夫
委員		富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合専務理事	山田 晃
委員		消費者等	公益社団法人富山県栄養士会会長
委員	社会福祉法人富山県社会福祉協議会専務理事 事務局長		高畑 淳一
委員	富山県P T A連合会会長		青山 幸生
委員	富山県環境保健衛生連合会副会長		麦島 紀長
委員	富山県消費者協会会長		尾畑 納子
委員	富山県食生活改善推進連絡協議会会長		館川 敬子
委員	富山県婦人会理事		青山 芳枝
委員	行政	富山県市長会会長	藤井 裕久
委員		富山県町村会会長	舟橋 貴之
特別委員	学識経験者等	一般財団法人日本土壌協会副会長 東京農業大学名誉教授	牛久保 明邦
特別委員		ジャーナリスト・環境カウンセラー 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会会長	崎田 裕子

食品ロス削減のための商慣習検討専門部会 委員名簿

(R6. 8. 2 時点)

分野	団体・役職	委員名	
学識経験者	一般財団法人日本土壌協会副会長、 東京農業大学名誉教授	牛久保 明邦	
	公益財団法人流通経済研究所 上席研究員	石川 友博	
食品製造業	一般社団法人富山県食品産業協会 会長	川合 誠一	
	株式会社トンボ飲料 代表取締役社長	翠田 章男	
	日の出屋製菓産業株式会社 代表取締役会長	川合 誠一	
	株式会社北越 代表取締役社長	片山 和行	
	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役会長	稲垣 晴彦	
流通	経済団体	富山県商工会議所連合会 常任理事 事務局長	大橋 豊
	食品卸売業	アイディック株式会社 代表取締役社長	尾崎 弘明
		カナカン株式会社 富山支店長	出島 武弘
		株式会社日本アクセス 東日本営業部門 名古屋支店（北陸オフィス駐在） 名古屋支店長代行	手崎 隆志
		北陸中央食品株式会社 代表取締役社長	野村 直紀
		三菱食品株式会社 中部支社 北陸支店 富山ユニットリーダー	吉川 剛志
		食品小売業	アルビス株式会社 代表取締役社長
	イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー 北陸事業部長	石井 教裕	
	株式会社大阪屋ショップ 代表取締役社長	尾崎 弘明	
	三幸株式会社 代表取締役社長	伊藤 正彦	
	富山県生活協同組合連合会 会長	寺岡 富美夫	
消費者団体	富山県消費者協会 副会長	八島 美智子	
	富山県食生活改善推進連絡協議会 会長	舘川 敬子	
	富山県婦人会 会長	岩田 繁子	
行政	富山県生活環境文化部長	竹内 延和	
	富山県農林水産部長	津田 康志	

富山県食品ロス削減推進計画

(令和 年 月)

<作成・発行>

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議

<問い合わせ先>

富山県農林水産部農産食品課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話 076-444-3282